



法律では禁じられていないが・・・？

先日、秋の全国交通安全運動が実施され、同時に鳥取県内の各高校では「高校生挨拶・交通マナーアップ運動」が行われなした。今回も啓成公民館より公民館長をはじめ、たくさんの方に生徒玄関前で「あいさつ運動」にご協力いただきました。ありがとうございました。

1. ノンアルコール類飲料

未成年者がノンアルコール類飲料を購入したり飲んだりすることは、法律によって禁じられていません。

しかし、未成年者がノンアルコール類飲料を飲むことは、決して推奨されてもいないのです。なぜなら、単に法律に由来するものだけではないからです。

ノンアルコール類飲料を製造販売している各メーカーの広報部は、「**未成年者は飲むのをやめていただきたい**」とはっきり言っています。理由は、「そもそも**飲酒運転罰減を目的**として、**二十歳以上に開発した物**であること。子どもが飲むと**飲酒のきっかけ**になる恐れがある」と説明しています。

各メーカー共にも、小売店に対して清涼飲料水ではなく、酒類のコーナーに陳列するように要請したり、飲食店メニューでは、酒類の欄に記載するように求めています。コンビニなどでも、酒類と同様にレジで年齢確認を実施しています。年齢確認していない販売店でも「制服姿など、明らかに未成年者と分かる場合は、販売を断る」ということです。

電子たばこについても同様で、大人の禁煙や節煙の補助のために開発されています。

2. 携帯用シーシャ・ポケットシーシャ

最近、シーシャ（＝水たばこ）という言葉をよく耳にするようになりました。シーシャとは、水パイプという専用の喫煙器具を使用し、フレーバー付きのたばこの煙を水にくぐらせて吸う嗜好品で中近東が発祥とされています。近年日本でも、携帯シーシャ・ポケットシーシャなどと呼び販売され、ニコチンやタールなども入っていないという事を前面に出し、水蒸気を吸う事により味と香りを楽しめ健康には害はないということで、若者を中心に広まっているようです。しかし、実際には普通のたばこことしてたいして変わりがなく、「ただの水蒸気なら誰も吸わない。」・「有害物質満載で**喫煙のきっかけ**になる。」という事を言われる専門家もいます。

① 高校生がノンアルコールビール類飲料を購入したり、飲んだりしても良いのか？

② 高校生が携帯用シーシャやポケットシーシャなどを吸って良いのか？

ANS. 学校教育の中ではどちらも「**NO**」です。

行事予定 11月3日(月)～4日(火)：とっとり産業未来フェス(ビッグシップ)
11月4日(火)：体験的学習活動等休業日
11月5日(水)：薬物乱用防止教室(2年)、保育交流(C2)、人権教育 LHR(3年)
11月7日(金)：防災訓練

